



6月7日～13日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和2年度は6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「訓練で 確かな信頼 積み重ね」を危険物安全週間推進標語としています。

令和2年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 藤田 菜七子 さん（競馬）

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

3 危険物保安功労者等の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

（実施行事について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防庁において例年実施している危険物安全大会、危険物安全推進講演会は、本年は開催しないこととし、また、各都道府県においても、地域の状況に応じて行事等の実施を判断することとしています。

なお、危険物保安功労者等の表彰状等につきましては、後日受賞者にお届けします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室企画係 菊地・村岡
TEL: 03-5253-7524